

文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会無形文化遺産特別委員会（第2回）議事録

1. 日時

平成27年1月29日（木）15:00～16:30

2. 場所

文部科学省東館16F3会議室

3. 出席者

委員：神崎委員長，岩崎委員，内田委員，唐澤委員，西岡委員，松崎委員  
事務局：有松文化庁次長，山下文化財部長，齊藤文化財鑑査官，神代伝統文化課長，  
石丸文化財国際協力室長，その他関係官

4. 議事等

【神崎委員長】 ただいまより，文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会無形文化遺産特別委員会を，始めたいと思います。

委員の皆様方には，御多用中，あるいはお寒い中をお集まりくださりまして，ありがとうございました。本年初めてでございます。どうぞ本年もよろしく願いいたします。

それでは最初に，事務局の方から出欠状態などについての御報告をお願いいたします。

【石丸文化財国際協力室長】 御報告を申し上げます。本日の委員会につきましては，11名の委員の先生方のうち，6名の御出席を賜っておりまして，正委員，臨時委員各1名に御出席いただいておりますので，文化審議会令の第7条に規定されました定足数を満たしているところでございます。御報告申し上げます。

【神崎委員長】 ありがとうございます。

続いて，事務局で人事異動があったそうでございますので，その御紹介をお願いいたします。

【石丸文化財国際協力室長】 事務局の人事異動につきまして御報告申し上げます。昨年7月25日付で，河村前文化庁次長が文部科学省の生涯学習政策局長に異動になりまして，後任といたしまして，有松文化庁次長が着任いたしております。

【有松文化庁次長】 有松でございます。どうぞよろしく願いいたします。

皆様方には，この無形文化遺産，ユネスコとの関係でいつも大変お世話になっております。これから御審議いただくことも多いわけでございますが，日本としてしかるべく対応できるように，いろいろ御審議，御助言賜りたいと思います。どうぞよろしく願い申し

上げます。

【神崎委員長】 どうぞよろしく申し上げます。それでは、本日の配付資料の御説明をお願いいたします。

【石丸文化財国際協力室長】 お手元の資料をお目通しいただければと思います。本日は3点の資料を御用意させていただいてございます。

資料1といたしまして、ユネスコ無形文化遺産保護条約第9回政府間委員会の概要の資料でございます。資料2といたしまして、「来訪神行事保存・振興全国協議会」設立についてという資料を御用意いたしております。また、参考資料といたしまして、ユネスコ無形文化遺産についてという色刷りのものを御用意いたしております。

もし、お手元に不足等ございましたら、事務局の方にお申し付けいただければと思います。よろしく申し上げます。

【神崎委員長】 資料の御確認はよろしいでしょうか。不足はありませんか。

それでは続きまして、本日の議事の取扱いについて、これも事務局より御説明申し上げます。

【石丸文化財国際協力室長】 本委員会の議事につきましては、原則といたしまして公開とさせていただいているところでございます。

しかしながら、議題の(2)のユネスコ無形文化遺産保護条約代表一覧表の提案案件については、御審議事項ということで、「文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会の会議の公開について」の1の(4)の事項に該当いたしまして、これは非公開とさせていただきたく存じます。

つきましては、本日の議題(1)の報告事項につきましては原則通り公開、(2)の審議事項につきましては非公開の扱いにさせていただければと存じます。よろしく申し上げます。

【神崎委員長】 ありがとうございます。それでは会議の前段でのただいまの御説明、御質問ありませんか。

それでは御了承いただいたということで、これから議題の進行に入りたいと思います。

まず、議題の(1)報告事項でございます。これは公開です。まず、ユネスコ無形文化遺産保護条約第9回政府間委員会の概要について、事務局からの御報告をお願いいたします。

【石丸文化財国際協力室長】 御報告申し上げます。先生方におかれましては、資料1をお目通しいただければと存じます。

昨年11月24日から28日にかけてユネスコ本部で開催されました、ユネスコの無形文化遺産保護条約第9回の政府間委員会の概要につきまして、4点御報告を申し上げます。

1点目につきましては、代表一覧表の審議結果でございます。我が国より提案をいたしました「和紙：日本の手漉和紙技術」につきましては、記載が決議されたところでございます。その資料につきましては、決議当日、夜半でございましたが、メール等で先生方にもお送りさせていただいたところで、同じものを別紙として資料1にお付けしております。

代表一覧表の審議でございますが、今回は全体で46件の審議案件がございました。その中で、記載が34件、情報照会が5件、そして補助機関における事前の審査において、不記載の勧告等がなされていたものについては、取り上げが7件ということになりまして、46件中34件が記載、約4分の1の12件については記載に至らなかったということで、ユネスコの審査というものが、やはり年々審査件数の制約も大きくなってございますが、審査自体につきましても厳格な審査が行われるようになってきているのではないかと、そういう印象を受けているところでございます。

今回の代表一覧表の審議を経まして、世界全体での代表一覧表の記載件数につきましては、314件となっているところでございます。

2点目でございますが、評価機関の設置についてでございます。これまでユネスコ無形文化遺産の代表一覧表の事前審査につきましては、政府間委員会の構成国であります24か国の代表6か国によりまして、補助機関が構成されまして、その補助機関によって事前審査がなされていたわけでございますけれども、このたび補助機関が廃止となりまして、6名の専門家の先生方、そして6つの専門機関の代表により構成されます、評価機関の事前審査に変わることになったわけでございます。

その評価機関の構成員の選挙が、このたびの第9回政府間委員会において行われたところでございまして、下の表に、それぞれ専門家の6名の先生方、そして専門機関の6機関を記載させていただいたところでございますけれども、日本から推薦させていただき、本無形特別委員会の委員もお務めいただいている岩崎先生が、アジア太平洋グループの代表といたしまして、評価機関の委員にお就きいただくことになった次第でございます。

3点目の御報告事項といたしましては、審査件数についてでございます。2015年、2016年という2か年につきましては、審査件数の上限が50件と定められていたところでございますが、2017年サイクルにつきましても、同じく50件という決議がなされたところでございます。あわせまして、これまでと同様に、少なくとも各締約国は、2年に1度は審査の機会を

得ることができるという決議もなされたところでございます。

最後の4点目でございますが、情報照会という審査の枠組みが存続することになったという御報告でございます。先生方御高承のとおり、ユネスコ無形文化遺産の審査におきましては、記載、不記載、そして情報照会という3段階の審査がなされているわけでございます。ユネスコ事務局からは、記載、Inscribe以外のものについては、要は記載に至っていないのだから同じではないかということで、情報照会をなくして、2段階の記載、不記載という2つのカテゴリーでいいのではないかという提案があったところでございますけれども、政府間委員会の審議においては、やはり不記載ということと、情報が更に必要だという情報照会の意味合いは異なるのではないかということで、情報照会については存続させる決定がなされたところでございます。

政府間委員会の概要につきまして、以上4点を御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

【神崎委員長】 ありがとうございます。第9回政府間委員会の概要についての御報告であります。これについて御意見、御質問ありますでしょうか。御遠慮なくおっしゃってください。いかがですか。

岩崎委員には、先ほどの御報告のように御大役をお願いするのですが、どうぞよろしくお願いいたします。

【岩崎委員】 はい。こちらこそよろしくお願いいたします。文化人類学を専門としているものですので、その文化の多様性を目的とするこういった条約に関われること、それから、その多様性をどんなふうにして実現していくのかという最前線の議論に加わって、勉強させていただけることも光栄に思っていますので、皆さんからの御指導もよろしくお願いいたします。

【神崎委員長】 よろしく申し上げます。

【松崎委員】 すみません。

【神崎委員長】 はい、どうぞ。

【松崎委員】 資料1にあります、この評価機関の一覧表の数字は何を意味しているのか分からないのです。

【神崎委員長】 どうぞ。

【石丸文化財国際協力室長】 御報告申し上げます。2つ数字が出ているかと思えます。年数の方につきましては、委員の任期でございます。1年から4年という、それぞれ任期

を記しております。

また、グループIからグループVのa, bにつきましては、委員の選出の際に、アジア太平洋でございますとか、アフリカでございますとか、それぞれの地区が決められてございまして、その区分を示しております。

【神崎委員長】 よろしいですか。

【松崎委員】 はい。

【神崎委員長】 ほかにございませんか。どうぞ。

【唐澤委員】 この審議の中で、取りさげが7件あったということなんですけれども、例えば何か量が足りないとか、何が原因でというのは分かっているのでしょうか。

【石丸文化財国際協力室長】 私どもも事前に取りさげたものの傾向を分析しているところでございます。お手元の参考資料の右下にユネスコの登録基準を載せております。登録に当たっては、その1から5の基準を満たしている必要がございますが、特に目につきましたのは、1のそもそも条約の無形文化遺産の概念に合致しているか明確でないと言われたものがあつた、あるいは2として、記載することによって、無形文化遺産の保護にどのように寄与、貢献するのかということの説明が十分でない、こういった御指摘が、事前審査の段階で出されていたものが多かつたのではないかと、そのような印象を受けてございます。

【神崎委員長】 我が国ではこれまでに取りさげがありましたか。

【石丸文化財国際協力室長】 御説明申し上げます。2009年でございますが、審査に付されておりました、木造彫刻修理の選定保存技術でございますが、これについて事前審査の段階で、条約の概念に該当していないのではないかと、記載基準の1に関して指摘を受けまして、政府間委員会での審議の前に取りさげをしたという事実がございます。

【神崎委員長】 よろしいでしょうか。

【唐澤委員】 はい。ありがとうございます。

【神崎委員長】 ありがとうございます。ほかにございませんか。

それでは御質問が途絶えたようなので、次へ参ります。次の報告事項は、「来訪神行事保存・振興全国協議会」の設立についてでございますが、これも事務局から御報告、御説明をお願いします。

【石丸文化財国際協力室長】 御報告を申し上げます。先生方におかれましては、資料2をお目通しいただければと存じます。

昨年の10月3日でございますが、秋田県の男鹿市におきまして、「来訪神行事保存・振興

全国協議会」が設立されました。この協議会の目的でございますが、資料2に記載させていただきまして、我が国の伝統文化である仮面・仮装の「来訪神行事」の保存・振興を図ることを目的といたしまして、また、ユネスコの無形文化遺産登録を目指すことを目的として設立された団体でございます。

構成につきましては、3に記載させていただきましたが、国指定の重要無形民俗文化財である「来訪神行事」が所在する、全国の地方自治体9の市や町によって構成されているものでございます。

具体的には、下の表に整理をさせていただいた次第でございます。会長におかれては秋田県の男鹿市、副会長を石川県の輪島市がそれぞれ務めるということで、全国的に情報交換を行いながら、来訪神行事という文化財の保存・振興を図り、また今後、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けて連携を図っていくことが団体の目的と聞いております。

この構成されております9の自治体でございますが、そこに所在しております文化財につきまして、下に※で若干の補足をさせていただきました。この中で、国指定が昭和52年になされております「甕島のトシドン」につきましては、平成21年にユネスコの無形文化遺産代表一覧表に既に記載されているところでございまして、その下の昭和53年に国指定されました「男鹿のナマハゲ」につきましては、平成23年に開催されたユネスコの第6回政府間委員会で、既に登録されている「甕島のトシドン」との類似性を指摘されまして、情報照会の決議を受けている次第でございます。

この委員会で平成25年3月に御審議を賜りまして、今、文化庁としての方針になってございます、ユネスコで情報照会を受けた案件の早期登録を目指すという方針に基づきまして、この「男鹿のナマハゲ」も情報照会を受けている次第でございますので、その早期登録の実現に向けて、今回設立されました「来訪神行事保存・振興全国協議会」と、手前ども文化庁も連携をとりながら準備を進めてまいりたい、そのように考えている次第でございます。

以上御報告申し上げます。

**【神崎委員長】** ありがとうございます。この御報告の件について、御質問、御意見はございますか。

この協議会ですけれども、ユネスコの無形文化遺産登録を目指すという目的は分かるのですが、その後も継続するという前提でしょうか。それとも、登録されたら解散するというのでしょうか。分かりにくいかもしれませんが、継続的に、あるいは持続的にこれを

立ち上げたという感触はありますか。

【石丸文化財国際協力室長】 御報告申し上げます。その点につきまして、私どもが聞いているところによりますと、登録がなされた後も、文化の継承に向けて活動していく方向だと伺っているところでございます。

【神崎委員長】 それは頼もしい方向だと思います。

それから、登録された場合、ユネスコから認定書が来た際、これは、つまりこういう協議会ができたならそこへ認定書が渡されるということですか、それともこの9件の地元それぞれ渡されるということなののでしょうか。男鹿市の場合も含めてです。

【石丸文化財国際協力室長】 来訪神行事につきましては、まだ提案の前でございますので、まだ時期的には御説明申し上げるのはふさわしくないかもしれませんので、控えさせていただきますが、昨年登録された「和紙」については、これから認定書の授与についても具体的に検討していかなければいけない、そう考えている次第でございます。

地元といたしましては、それぞれ認定書、もちろんレプリカになるわけでございますけれども、それを地元で欲しいという御期待感もあるかと思っておりますので、そういうものを十分に酌みながら対応してまいりたい、そのように考えている次第でございます。

【神崎委員長】 ということで、まだその方向は確定というか、一つの形が出ているわけではないわけですね。ほかにもございますか。

【唐澤委員】 今話を受けて、今後もグループ化したものを申請していき、一覧表に掲載された場合は、認定書を同じような形でそれぞれの地元へ渡すことを考えていくことになるわけですね。

【神崎委員長】 はい、どうぞ。

【石丸文化財国際協力室長】 認定書の交付ということでございますね。

【唐澤委員】 はい。

【石丸文化財国際協力室長】 まずは「和紙」の認定書の交付ということが、今後の参考になってくるかと思えます。それについては、地元の期待というものも十分に酌みながら対応していきたい、そう考えている次第でございます。授与式は来年度の事業になりますので、まだ詳細については細部まで具体的には検討してございません。

【神崎委員長】 はい、どうぞ。

【内田委員】 今、唐澤委員から質問がありました件に少し関連するのですが、今までの選定の仕方は、やはり古いところの指定順に、順番に提案していくということで、たし

か前回だったかと思いますが、去年指定されたものは80年後だとかという話も出ていたやに聞こえるんですが、そういったことも考えますと、このユネスコの基準と、いわゆる日本の無形文化財の指定の基準がやはり違うので、今こういう枠組みが作られていますけど、何か新しい枠組みがあってもいいのかなとは感じているところなんです。その辺はいかがでございましょうか。

【石丸文化財国際協力室長】 よろしいでしょうか。我が国からのユネスコ無形文化遺産代表一覧表への提案につきましては、ユネスコの審査動向を中心といたしました国際的な取り巻く環境の側面、そして国内における社会的な関心の高まりという、2つの要素が大きく働いているのも承知しているところでございます。

これまでは、条約発足当初、この運用が始まって以来、我が国といたしましては、国指定文化財であり、古い指定のものから順に提案をしてきたというのが、基本になっているわけでございます。その上で、情報照会を受けた案件があったこと、そしてユネスコの審査動向が、年1回そして2年に1回に限定されてくるという状況の下で本委員会で御審議いただきまして、まず、情報照会を受けた4件の早期登録を目指すという方向性を頂戴したところでございます。それにつきましては、冒頭に申し上げました、国指定の古い順という原則と整合性を持っているものでございますので、その4件につきましては、少なくとも国指定の古いものというメルクマールは今でも生きているわけでございます。

それと同時に、その25年3月に審議会としていただいた方向性というものは、審査の機会がユネスコの審査動向の影響を受けまして、非常に限られたものになってくる中で、同じ分野の文化財につきましては、できるだけグループ化をして提案することによって、国内のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載に対する期待に応えていくという方向性を頂いているところでございます。

現段階では、国指定の古いものであって、かつ情報照会の決議をユネスコから受けてしまったもの、これの早期登録を目指し、その際にはグループ化をすることによって、グループの中には、必ずしも古いものだけではなく、最近指定されたものも入っているわけでございますけれども、そういったものも入れることによって、国内の期待にも応えていくという対応を、現段階ではとらせていただいているところでございます。これにつきましては、情報照会の4件の早期登録が実現するまでは、この方針で私どもとしましても最善を尽くしてまいりたい、そのように考えている次第でございます。

【神崎委員長】 よろしいですか。

【内田委員】 はい。

【松崎委員】 すみません、よろしいですか。

【神崎委員長】 はい、どうぞ。

【松崎委員】 この来訪神の全国組織ですけど、これはもう固定して、変わる余地はないということでしょうか。つまりなぜそのようなことをお伺いするかというと、構成している文化財は指定された古い順になっているとは必ずしも考えられないということと、沖縄の場合、ものすごく該当するものの数が多いですね。しかし、この組織には、宮古島だけが出てきている。

これは多分1月の小正月と大正月の行事だと一括していくことになるのですが、夏現れる来訪神も沖縄にたくさんあって、それが国で指定されたものはないということでしょうか。それが、そんなにたくさん沖縄に該当するものがあるのに何で選ばれなかったかということになりはしないかと考えます。もし既に議論されておりましたら経過だけ御報告いただけますか。

【神崎委員長】 お願いします。

【石丸文化財国際協力室長】 まず、私の方から御説明申し上げたいと思います。団体の構成につきましては、あくまでも関係の自治体が自発的にお作りになっている団体でございますので、その自治体が自主的にお考えになるというのが、まず基本になるかと思えます。

しかしながら、その構成につきましては、国指定の重要無形民俗文化財である来訪神行事が所在している自治体となってございますので、現段階においては、国指定の重要無形民俗文化財であるこの8つの文化財で構成しているところでございます。

先生のお言葉にございました後半は、相当学術的な面を含んでいたかに思いますので、もし調査官の先生の方で何か専門的にあればお願いします。

【神崎委員長】 お願いします。

【小林主任調査官】 御指摘がございましたとおり、沖縄、要するに南西諸島にはたくさん来訪神の行事がございます。ですが、指定物件になりますと極めて少なくなっておりまして、それはなぜかと申しますと、私どもも今までずっと南西諸島等は調査してきているのですが、地元としてやはり、指定に対してどうも拒絶反応を起こすような場合もありますので、物件全てを指定というふうになかなか持っていきにくいところもございまして、現状はこういう状態になっているところであります。

【松崎委員】 はい。

【神崎委員長】 私から補充というのも変なことですけど、多分この特別委員会の顔ぶれの中で私が一番長くこの件に携わっていると思うんですが、2009年の記載登録を受けている、これを申請するときは、枠組みが縮小されていない、自由だというところで、この特別委員会では、国内の指定文化財を指定が古いものから順に提案していくという大方針を立てました。

例外もありましたけど、それが多分ずっと国指定の無形の文化財を優先するというところで踏襲していると、私は理解しているんです。それを変更するという議論をしたことはないと思います。ですからそういうことで、指定しているものが全て歴史、民俗としての価値が深いかどうかは別としまして、一応それを大前提にしているということの御了解を頂きたいということです。よろしいですか。

【石丸文化財国際協力室長】 ありがとうございます。

【岩崎委員】 すみません、質問よろしいですか。

【神崎委員長】 どうぞ。

【岩崎委員】 多分この問題については、これから考えていくことになるかと思うんですけど、今の話に関連して、今この全国協議会が設立されて、それぞれの地方自治体の名前がここに挙がっているわけなのですけれども、将来的に、その無形民俗文化財としての国の指定の項目が増えていくという可能性はあるわけですね。そうすると、その扱いはどうなるのかということも含めて、今後考えていかなくてはいけないのかなど。特に今答えはないかと思いますが。

【神崎委員長】 お願いします。山・鉾・屋台の中でその件が出ましたね。1件追加と。それを御説明ください。

【石丸文化財国際協力室長】 国指定の文化財につきましては、文化審議会の別の分科会になりますけれども、毎年指定の御審議を頂き、指定の手続がなされているわけでございまして、同じ分野の文化財、例えば「来訪神行事」につきましても、今後指定の手続がなされ、また新しいものが追加されていくということは、具体的話ではなく、可能性としてはございます。

そういう意味で言いますと、ユネスコへの提案とは別に、少なくとも国指定については、今後、今ここに記載してございます8つの来訪神行事以外にも、国指定がなされていく可能性はあるかと考えている次第でございます。

【神崎委員長】 よろしいですか。

【岩崎委員】 はい。

【神崎委員長】 ほかにございませんか。

それでは、この報告事項は以上のように了承したということで終えたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議題（2）に移りますが、御説明が最初にありましたように、ここからは非公開ということでございますので、恐れ入りますが、傍聴席の皆さん方はこれで御退席ください。それで再入場はありませんので、お荷物をお忘れのないようお願いいたします。

（傍聴者退室）

○ユネスコ無形文化遺産保護条約代表一覧表の提案案件について、議論が行われ、本特別委員会の下にワーキンググループを設置すること等が了承された。